

# 解 說



## 1 資料解説(1)―財政投融資

永廣 顕

平成12年5月に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、平成13年4月から財政投融資改革が実施された。この改革は、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託廃止、特殊法人等が必要な資金の財投機関債等による金融市場からの直接調達等を中心に、昭和26年の「資金運用部資金法」に基づいた従来の財政投融資の仕組みを抜本的に見直し、改革したものであった。財政投融資改革の内容や改革に至るまでの経緯については、叙述巻（第5巻）第2部第4章に記述されている。

本巻では、この歴史的な大改革とも言える財政投融資改革を重視し、資料の収録を改革に関連したものに絞り、叙述巻の項目の構成に準拠しながら、政府内・外での改革に向けての検討過程において作成、公表された資料を可能な限り収録するように努めた。

なお、叙述巻で取り上げた資料と重複しているものがあるが、原資料を示すことが重要であると判断し、すべて収録している。また、参考資料に掲載されている資料が重複している場合があるが、検討過程において参考とされた資料を示しておくことが重要であると判断し、割愛せずに収録している。

### 1 「財政投融資の将来」研究会

平成6年頃から、従来の財政投融資制度について、郵便貯金・年金積立金が資金運用部に自動的に預託され、財投機関の事業の規模や効率性が十分に分析されないままに資金の運用ニーズを優先して融資が決定された結果、財政投融資事業の肥大化を招いたのではないかとの問題点が指摘され、財政投融資の仕組みを抜本的に改革する必要があるとの意見や

議論が提起されるようになった。

このような状況下で、平成7年5月16日に武村正義大蔵大臣から理財局長に対し、財政投融資制度全体に関する大蔵大臣の研究機関の設置要請がなされた。これを受けて、財政投融資の将来について、幅広い角度から検討・研究を行うための理財局長の私的研究会として「財政投融資の将来」研究会が設置された。

資料10-1「研究会の審議経過」にみられるように、「財政投融資の将来」研究会は、平成7年6月26日の第1回研究会以降、13回にわたり開催された。研究会においては、財投原資の中長期的動向と財政投融資への影響、財政投融資システムの機能とリスク管理、財政投融資にふさわしい政策分野等の問題についての議論が行われた。

研究会での検討結果は、資料10-2「「財政投融資の将来」研究会報告書」として取りまとめられ、平成8年6月20日に公表された。資料10-3は「報告書」の参考資料である。資料10-4「「財政投融資の将来」研究会」とその参考資料である資料10-5にもみられるように、「報告書」においては、対象分野の限定、財投の規模、高齢化社会に向けての財投、政策金融の在り方、市場との緊密な連動、新たな運用・調達手法の導入、ディスクロージャーの充実、についての提言が行われている。

### 2 資金運用審議会懇談会

「財政投融資の将来」研究会報告書が公表された後、各方面から財政投融資、公的金融についての提言が出された。また、橋本龍太郎内閣総理大臣は、資料10-6「第140回国会

における橋本内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）」で、財政投融资の改革を推進する基本方針を明らかにしていた。これを受けて、財政投融资の改革に向けての本格的な検討・研究を行うための機関の設置が検討され、平成9年2月17日に資金運用審議会懇談会が発足し、同日、第1回懇談会が開催された。

資料10-7「小川事務次官記者会見の概要（抜粋）」にみられるように、懇談会では活発な議論が期待されていたことが確認できる。

資金運用審議会懇談会においては、財政投融资の制度と内容、諸外国の制度、財政投融资の対象分野等について検討が進められた。平成9年7月23日の第7回懇談会で、資料10-8「財政投融资の改革に向けて（10年度財政投融资編成と今後の検討課題に関する所見）」（座長談話）」が取りまとめられ、平成10年度の財政投融资要求として、有償資金にふさわしい分野・事業への限定、市場原理との調和の推進、自主運用、ディスクロージャーの徹底、が提示され、今後の主要検討課題のテーマとして、改革の基本理念、対象分野、市場原理との調和の推進方策、資金調達のある方、自主運用のある方、が掲げられた。

その後も、更なる検討が進められた結果、平成9年11月27日の第14回懇談会で、資金運用審議会懇談会の取りまとめとして、資料10-9「財政投融资の抜本的改革について（資金運用審議会懇談会とりまとめ）」が公表された。資料10-10は「とりまとめ」の参考資料であり、資料10-11は「とりまとめ」の概要（資料10-17は資料10-11の要約）である。「とりまとめ」においては、改革の基本理念と方向、対象分野・事業の見直し、コスト分析手法の導入・充実、市場原理との調和の推進、資金調達と自主運用のある方、財政投融资の持続的改革に向けて、についての提言が行われている。

なお、資料10-10には、平成9年9月3日の行政改革会議の「中間報告」（資料10-16

（参考4）直後の9月26日に取りまとめられ、財投機関債と財投債の意義と問題点を提示した資金運用審議会懇談会の「資金調達のあり方についての論点整理」（座長メモ）」が掲載されている。

### 3 自民党行革推進本部・行政改革会議

資金運用審議会懇談会での検討と併行し、平成9年9月以降、自民党行革推進本部においても、財政投融资についての改革案をまとめる動きが本格化した。同年10月21日に行革推進本部財政改革委員会が開催され、その後の検討を踏まえて、11月20日に行革推進本部としての「改革案」である資料10-12「財政投融资の改革について」が決定され、公表された。資料10-13、資料10-14は「改革案」の参考資料であり、資料10-15は「改革案」の概要である。「改革案」においては、スリム化—10年後に財政投融资の全体残高半減を目指す、財投機関・対象事業・資金運用部（現行）等の内容の透明化・不断の検証、資金調達、財政投融资制度全般の不断の見直し、資金運用部の廃止等、について提案されている。

一方、資金運用審議会懇談会や自民党行革推進本部財政改革委員会と軌を一にし、資料10-16「行政改革会議（財政投融资関連）」にみられるように、平成8年11月21日に設置された行政改革会議においても、財政投融资改革についての議論が行われた。平成9年8月18日から21日にかけて集中審議が行われた結果、9月3日に「中間報告」（資料10-16（参考4））がまとめられ、財政投融资については、郵政三事業の項目の中に、「資金運用部への預託は廃止する」との文言が盛り込まれ、郵便貯金の資金運用部への預託廃止の流れが決定的となった。更に、11月17日から20日までの集中審議を経て、12月3日に「最終報告」（資料10-16（参考5））が取りまとめられた。「最終報告」においては、郵便貯金の資金運用部への預託廃止と全額自主運用の提言が行われている。

行政改革会議の「最終報告」の内容はそのまま条文化する方向で法制化され、「中央省庁等改革基本法案」が平成10年2月17日に第142回国会に提出され、6月9日に「中央省庁等改革基本法」が成立した(資料10-18)。

#### 4 政策コスト分析の開始

平成9年7月23日の「座長談話」において対象事業のコスト分析手法の導入の検討が提示され(資料10-19)、同年11月27日の「資金運用審議会懇談会とりまとめ」においてもコスト分析手法の導入・充実が提言された(資料10-20)。また、同年11月20日の自民党行革推進本部の「改革案」においてコスト分析手法の確立と早期導入が提案され(資料10-21)、平成8年3月18日に政府の行政改革委員会に新設された官民活動小委員会においてもコスト分析導入の重要性が指摘された(資料10-22「行政関与に対する評価・監視の仕組みについて―最終報告―」、資料10-23「行政関与の仕方に関する制度設計」)。

これらを受けて、当初は資金企画室、その後は後述のコスト分析・評価検討会を中心にコスト分析の作業が行われた。

#### 5 財政投融资の抜本的改革に係る省内議論

資料10-24「資金運用審議会懇談会」にみられるように、「財政投融资の抜本的改革について(資金運用審議会懇談会とりまとめ)」のフォローアップのために開催された平成10年2月5日の第15回資金運用審議会懇談会において、財政投融资改革の個別事項の検討に資するため、大蔵省内の検討に対するアドバイザー・グループとして、三つの検討会(制度問題検討会、コスト分析・評価検討会、債券発行検討会)が設けられた。

その後、各検討会において財政投融资の抜本的改革に向けた実務的な検討が行われた結果、平成11年8月30日の資金運用審議会懇談会で、資料10-25「財政投融资制度の抜本的

改革に係る議論の整理(資金運用審議会懇談会検討会)」と資料10-26「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(試算)について」がまとめられ、公表された。資料10-27と資料10-28は「議論の整理」の概要とその参考資料であり、資料10-29と資料10-30は「政策コスト分析」の概要とその参考資料である。「議論の整理」においては、財政投融资改革に関する主要な論点が整理されている。また、「政策コスト分析」においては、財政投融资を活用している住宅金融公庫、国民金融公庫、日本輸出入銀行、日本道路公団、中部国際空港株式会社の5機関について、国(一般会計等)から将来にわたり投入される補助金等の金額が試算されている。

これらを踏まえて、政府部内での検討が続けられ、それと併行して与党でも議論が行われた。平成11年12月9日には、「財政投融资制度の抜本的改革案(骨子)」が大蔵省で取りまとめられて公表され、大蔵省から自民党の金融問題調査会に報告された(資料10-32)。

平成11年12月16日の第19回資金運用審議会懇談会では、この「抜本的改革案(骨子)」について議論された。資料10-31は、懇談会の議事録であり、資料10-32「財政投融资制度の抜本的改革案(骨子)」、資料10-33「財政投融资制度の改革に関する法制上の論点」、資料10-34「財政投融资制度の改革に関する法制上の主な改正点」、資料10-35「財政投融资関係資料」は、懇談会での配付資料である。懇談会においては、財投機関債、財投債の財政規律の確保、国会の議決、資金運用部の廃止等が主な議論であった。

資料10-36は、平成11年12月23日に開催された資金運用審議会の議事録である。審議会においては、平成12年度の資金運用部資金と簡易生命保険積立金の運用計画、財政投融资制度の改革の実施に伴う経過措置等が主な議論であった。財政投融资制度の改革に伴う経過措置については、ある程度具体的な内容を固めておく必要があったことから、審議会前

日の12月22日に宮澤喜一大蔵大臣、八代英太郵政大臣、丹羽雄哉厚生大臣との間で、資料10-37「財政投融資制度の改革の実施に伴う経過措置について」が合意されている。その後も「抜本的改革案（骨子）」に基づいて法案作成作業が進められ、平成12年3月7日に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第147回国会に提出された。「法案」は5月24日に可決成立し、5月31日に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（資料10-50）が公布され、財政投融資改革が実施されることになった。

資料10-38は、財政投融資改革実施後の平成12年6月29日に開催された第20回資金運用審議会懇談会の議事録であり、資料10-39は懇談会での配布資料である。懇談会においては、郵貯の自主運用、財政融資資金の金利体系、政策コスト分析、財投機関債と財投債の発行等が主な議論であった。

資料10-46は、平成12年12月25日に開催された第21回資金運用審議会懇談会の議事録であり、資料10-47は懇談会での配布資料である。懇談会においては、平成13年度の財政投融資計画に加えて、ここでも財投機関債と財投債の発行について主に議論された。

なお、資金運用審議会は平成13年1月6日で廃止され、それ以降は財政制度審議会の一部会となったため、資金運用審議会懇談会もこの第21回懇談会が最後となった。

## 6 資金運用部資金法等の一部を改正する法律

資料10-50「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（平成12年5月31日法律第99号）は、平成12年5月24日に第147回国会で成立し、同年5月31日に公布された。資料10-51は「法律」の概要である。この「法律」

により、財政投融資の資金調達面においては、郵便貯金・年金積立金を資金運用部に預託する制度が廃止されて、特殊法人等が必要な資金は財投機関債等によって金融市場から直接調達する仕組みへと改められ、市場原理と財政規律が十分に機能する制度への転換が図られることとなった。また、財投機関債で必要な資金需要を満たすことが困難な機関については、政策的に必要と判断される場合には、財投債によって調達された資金の貸付けを受けることとされた。

## 7 財政投融資の抜本的改革に係る対外説明

「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」が公布された後、財政投融資改革の内容や改革に至るまでの経緯等を総括的に説明しているのが以下の資料である。

資料10-52「岡本直之「財政投融資の改革について」」（『ファイナンス』通巻415号 平成12年6月号）は、当時、理財局資金第一課課長補佐であった岡本直之氏が、財政投融資改革の経緯とポイント、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」の概要等を解説したものであり、大蔵省広報誌の『ファイナンス』に掲載された。

資料10-53「財政投融資制度改革の経緯と意義」は、平成12年9月18日に大蔵同友会で行われた、当時、理財局長であった中川雅治氏の講演の記録である。中川氏は、平成8年7月から理財局次長、平成10年6月から平成13年1月まで理財局長に在任し、財政投融資改革の検討作業に継続して携わってきた。したがって、資料10-53は、政府内での議論や改革論議の背景にあった考え方等についても鮮明に記録されており、財政投融資改革をより動的に理解するための貴重な資料である。